
令和6年 第6回愛知中部水道企業団水道料金審議会 会議録

【日 時】 令和6年8月22日（木） 午前9時58分～午前10時25分

【場 所】 企業団2階会議室

- 【次 第】 1 会長あいさつ
2 審議
・ 答申書（案）について
3 その他

【出席者】 <委 員> 塚本 克彦（みよし市議会議員） ※会長

伊藤 裕（豊明市商工会長） ※副会長

鶴飼 貞雄（豊明市議会議員）

大橋 ゆうすけ（日進市議会議員）

岡崎 つよし（長久手市議会議員）

高木 佳子（東郷町議会議員）

原田 みすぎ（みよし市給食協会事務局長）

吉田 清光（長久手市民生委員児童委員協議会北中校区会長）

西脇 幹人（元愛知県職員）

加藤 清和（税理士）

<事務局> 山田 紀夫（局長）

山田 浩司（副局長）

近藤 隆徳（次長（管理））

谷澤 英一（次長（営業））

川本 弘直（専門監兼建設課長）

上村 知由（専門監兼総務課長）

白井 淳（経営企画課長）

宮木 智彦（経営企画課課長補佐）

鈴木 勝也（経営企画課主任主査）

竹谷 省吾（経営企画課主査）

○事務局 おはようございます。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、水道料金審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

大変暑い日が続いております。名古屋では今年に入って昨日で36日目の猛暑日となり、過去最多を記録した2018年に並んだとの報道がございました。猛暑になると水が売れるのかというそうとは限らず、本企業団でこの夏に一日当たりの最大配水量が出たのは、7月3日の10万2,143立方メートルとなっております。これは、昨年度、令和5年度に比べて766立方メートル少ない水準となっております。この一日最大配水量は、学校の夏休み前に記録することが多く、現時点におきましてはこの数値が次の決算値となる見込みであると考えております。

本日は、第6回となる答申書案が議題となっておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局 本日は、公私ともに御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

審議会の開催に先立ちまして、お手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

本日の資料でございますが、次第、委員及び出席者名簿、水道料金審議会資料一覧表、そして資料といたしまして、答申書案について、その他、第6回水道料金審議会の報酬について、第7回水道料金審議会の開催通知、以上でございます。

資料の過不足はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから第6回の愛知中部水道企業団水道料金審議会を開催します。

初めに、塚本会長より御挨拶をお願いします。

○会長 改めまして、皆様おはようございます。

公私ともに大変お忙しい中、第6回の審議会に御参加いただきましてありがとうございます。

本当に暑い日が続いておりまして、この後台風の直撃も心配されるころではあります。加えまして、議員の皆さんには9月議会、決算議会が始まったり、他の委員の皆さんにはお忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。

今回、第6回ということで審議につきましては今回が最後という形になりますので、活発な御意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

前回、第5回の審議会におきまして、料金改定案について御審議をいただき、改定案を決

定させていただきました。その後、本審議会の審議のまとめといたしまして委員の皆さんからお一人ずつ御意見をいただきました。本日は、いただいた御意見を基に答申書を取りまとめてまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

本日の審議会におきましては、申し訳ございません。マイクが2本しかございません。会議の中で御発言される場合は、事務局がマイクをお渡しいたしますので、マイクをお受け取りになられた後、御発言いただくようお願いいたします。

それでは、会議の取り回しを塚本会長をお願いいたします。

○会長 それでは、前回に引き続きまして審議に入らせていただきます。

お手元に配布しました次第に沿って進めてまいります。

本日の議題は、答申書案について、でございます。前回の審議会でもとりまとめの一任を受けましたので、私の指示の下、皆さんの意見を答申書案として事務局にまとめさせました。既に一読いただいているとは思いますが、内容につきましては、事務局から説明をいただき、それに基づいて質疑応答、審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○事務局 答申書案につきまして会長より御指示をとりまとめたものを御報告いたします。

それでは、資料の答申書案の1ページを御覧ください。

答申書案。

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としており、生活に欠かすことのできない重要なライフラインとして、安全で良質な水道水を適正料金で安定的に供給していくことが求められる。

愛知中部水道企業団では、近年、給水人口の増加の鈍化や一人当たり使用水量の減少などにより水需要の増加は見込めない状況にある。さらに水道水の安定供給に欠くことができない水道施設の老朽化対策や耐震化にかかる建設改良事業費の増大が見込まれ、経費の削減だけでは事業運営が難しい経営状況にある。

このような状況の下、令和6年1月29日近藤企業長から本審議会に対し、健全な水道事業経営を支える、適正な水道料金のあり方について諮問を受けたところである。

そこで本審議会において、愛知中部水道企業団の現状を踏まえ、令和7年度以降の事業計画及び財政計画に基づき、今後の水道料金のあり方について協議を重ね、次のとおり結論を得たのでここに答申するものである。

1 水道料金のあり方。

愛知中部水道企業団では、令和3年を初年度とする第3次アクア・シンフォニー計画に基づき、老朽化した水道施設の更新や耐震化が進められてきた。

しかしながら、事業にかかる経費の増加や物価上昇、さらには給水人口の減少期を迎えることにより水需要が減少する状況下において、施設更新を継続し、安定的に事業を運営するための第3次アクア・シンフォニー計画の当初計画と大きな乖離が発生する見通しであり、大変厳しい経営状態が続くことを確認した。さらに令和6年10月からの愛知県営水道料金の値上げもあり、将来にわたって安定的に水道水を供給し続けると同時に健全経営を維持していくためには、料金改定が必要であるとの結論に至った。

2 算定期間。

第3次アクア・シンフォニー計画では令和3年度から令和12年度までを計画期間としており、直近の令和7年度を算定期間の初年度とした残り6年間である令和7年度から令和12年度までとすることが適当である。

3 料金水準。

給水人口の減少期を迎えることや水需要の低迷に伴う料金収入の減少により、現行料金収入では、令和7年度から令和12年度までの6年間で、健全な水道事業経営を持続するための適正な運転資金18億円の確保を含めて約116億円の不足が生じる見通しである。これを補うために、投資規模と企業債借入額を見直し、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領に基づき算定した結果、愛知県営水道料金の値上げ分と合わせて平均改定率20.4パーセントの値上げを基本とすることが適当であると判断する。

4 料金体系。

(1) 基本料金。

水道事業を運営するためには、基幹施設や管路などの多くの水道施設が必要となるため、経費の85パーセントは給水量の多寡にかかわらず、施設の維持管理に必要な固定費が占めている。

この固定費は本来、基本料金で賄うことが理想だが、この場合、基本料金が極端に高額になるため、現行の料金体系では基本料金が占める割合は約35パーセントにとどまっている。今後、使用水量の減少が見込まれる中で、経営の安定化を図るために、基本料金の割合を40パーセント程度に引き上げるのが妥当である。

(2)使用料金。

現行の使用料金は、水を使えば使うほど単価が高くなる逡増性を採用しており、その目的は、生活用水をできるだけ安く供給することにある。しかし、昨今の節水型社会の定着により水需要の減少が続く状況下では、単価の高い区分の使用水量が減少することで、使用水量の減少以上に料金収入の減少を招くとともに、使用水量が多い事業者などへの負担が大きくなっている。

以上のことを踏まえると、使用料金は、生活に欠かせない水量に対する配慮を継続するため、第1区分及び第2区分を平成13年当時の単価とし、事業者など大口使用者の負担を軽減し広く使用者に負担を求めるという公平性の観点から、逡増度を現行の6.4倍から4.6倍に緩和することが妥当である。

(3)水道水源環境保全基金。

平成13年の料金改定以来、水道使用量1立方メートル当たり1円の水道水源環境保全基金を徴収しているが、今後の当該基金を活用した事業と基金残高の見通しや森林保全にかかる多重課税の状況を踏まえ、水道使用者の負担軽減を図るため、今回の料金改定をもって徴収を廃止することが妥当である。

5 料金改定日。

料金改定に当たっては、十分な周知期間を設けることが必要であるため、改定日は令和7年6月1日が適当であると考えます。

6 附帯意見。

(1)経営努力と業務改善。

水道事業の健全な経営を持続するためには、料金改定によるものだけでなく、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、さらなる経費を削減するための努力や、業務の改善に引き続き努めることを要望する。

(2)広報活動の充実。

料金改定に当たっては、水道使用者の理解が不可欠であるため、分かりやすい資料を作成し、様々な広報手段を効果的に活用しながら、料金改定の必要性や変更点等を十分に周知されることを要望する。

(3)災害に強い水道づくり。

水道は生活に欠かすことのできない重要なライフラインであるため、地震等の自然災害に対して強靱さが求められる。

料金改定によって、今後さらに施設の耐震化や老朽化した施設の更新等を進め、将来へつなぐ安全で信頼できる水道とすることを要望する。

なお、財源の一部である企業債の発行については、世代間負担の公正性の調整機能があり、重要な資金調達手段であるが、将来世代への過度の負担増加や財政の硬直化につながらないよう配慮する必要がある。

以下、水道料金表となっております。

以上で、答申書案の報告とさせていただきます。

○会長 お疲れ様でした。

ただいま事務局から説明がありました答申書案について、何か御意見はございませんか。

○事務局 事務局から1点ですね、4ページのところを御覧いただきたいんですけども、4ページの2行目です。企業債に関する記述なんですけれども、後半部分で世代間の公正性の調整機能となっておりますが、正しくは公平性となりますので、申し訳ございませんが、公平性に訂正させていただきたいと思います。

○会長 あえて公正性にしたのかと。では、今の所の修正をお願いしたいと思います。

○委員 改めてですね、料金改定日が令和7年6月1日が適当であると考え、というのはいいんですけど、いろんな方に、なんで6月1日なの、ようは9月ではいかんと言われた場合にどういうふうに説明を6月1日にしていた理由ってどのように説明したらよかったですっけ。

○事務局 改定日なんですけれども、この後答申をいただきまして、直近の議会、令和6年12月議会に料金改定ということで、給水条例の改正を考えております。そこから周知期間として半年間を設けさせていただきまして、その間にお客様の方への周知と、あとシステムの方の改修が必要となりますので、システムの改修の期間も併せて半年とさせていただいております。逆にこれより遅くなりますと、また料金改定率の上昇などもございますので、今回の改定に当たっては、周知期間とシステムの改修と併せて6月1日というふうに事務局の方では考えております。

○会長 はい、ありがとうございます。他によろしいですか。

○会長 一つじゃあ、システム改修は、本年度の補正で組むのか来年度の予算なのか。

○事務局 補正の方は考えておりません。現行の予算の中で動ける範囲となっております。
元々、予算に関しては、その分の改修を見込んで予算を考えておりますので、補正の方はする必要はございません。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、只今説明のありました案のとおり答申書として決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 異議なしとの声がありましたので、答申書として決定いたします。

次回第7回はいよいよ最後の審議会として、企業長への答申ということとなります。

事務局におかれましては、事務手続きの方よろしく申し上げます。

それでは、次回の開催日を議題とします。事務局から予定を発表してください。

○事務局 次回の御案内をさせていただきます。

お手元の資料の中に第7回水道料金審議会の開催通知を配付してございますので、御覧ください。

次回第7回は9月27日金曜日午前10時からで、議題につきましては企業長へ答申、でございます。以上でございます。

○会長 事務局から次回の日程が発表されましたが、皆様、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、よろしく願いいたします。

これをもちまして第6回愛知中部水道企業団水道料金審議会を閉会させていただきます。
皆さん、大変お疲れさまでした。次回もよろしく願いいたします。

(午前10時25分)